

自明性に関する米国特許重要判例

米国特許を取得するための重要な要件の1つである
自明性要件に関して深い理解が得られるセミナー！

◆103条の立法およびその前後に下された自明性関連の重要判決、
審査ガイドラインや関連のMPEPの内容を詳説

◆MPEPにおいて自明性に関連して紹介された37件の重要判決に関する解説、
二次的考慮事項に関する判決も紹介

■開催日時

2025年 6月 24日 [火]

時間14:00～17:00(途中休憩有り)

★オンデマンド視聴可能

申し込んでいただいた皆様には、セミナー終了後にセミナーを録画した動画（2週間閲覧可能）の閲覧用URLをお送りいたしますので、セミナー当日に都合がつかない方も受講可能です。

米国は判例法主義を採用していますので、判例の内容は重要であるといえます。その一方で米国は、米国特許法という制定法も有しています。米国特許を取得するための要件の1つとして米国特

許法103条に規定される自明性要件がありますが、この要件は米国特許を取得する際に避けて通れない重要な要件であるといえます。

そこで、判例法主義について概説し、103条の立法およびその前後に下された自明性関連の重要判決を紹介し、審査ガイドラインや関連のMPEPの内容を紹介します。また、MPEPにおいて自明性に関連して紹介された37件の重要判決（重複あり）の概要を説明し、二次的考慮事項に関する判決も紹介します。

●講 師：弁理士法人深見特許事務所 副所長・弁理士 佐々木 真人氏

●会 場：Zoomを使ったオンラインセミナー

●申込方法：当協会Webサイトのオンラインフォームからお申込みください。

発明推進協会 経済産業研修会

検索

●参加料：

| | |
|-------------------|-------------|
| 知的財産情報メンバーズ | 6,000円(税込) |
| 発明推進協会、各地域の発明協会会員 | 10,200円(税込) |
| 一般 | 12,000円(税込) |

※セミナー終了後に請求書はお送り致します。

※知的財産情報メンバーズの「セミナー無料招待券」もご利用いただけます。

自明性に関する米国特許重要判例 プログラム

1. 判例法主義

判例法主義を理解する上で重要な「先例拘束性の原理」や「判例法と制定法との関係」について説明します。

2. 103条の立法前の判例

103条の立法前に下された複数の最高裁判例を紹介します。

3. 103条の立法及び改正

1952年改正特許法において103条が立法されたこと、103条の立法趣旨、立法当初の103条の文言解釈、複数回にわたる103条の改正について説明します。

4. 103条の立法後KSR判決までの判例

103条の立法後の重要判例として、自明性の判断手法を示したGraham最高裁判例やKSR最高裁判例を含む複数の重要判例を紹介します。

5. USPTOによる自明性に関する審査ガイドライン

USPTOが発行した自明性に関する3つの審査ガイドライン(2007年審査ガイドライン、2010年審査ガイドライン、2024年審査ガイドライン)の概要を説明します。

6. MPEP 2141およびMPEP 2143の概要

自明性に関連するMPEP 2141およびMPEP 2143の概要を説明します。

7. MPEP 2143の事例紹介

7つの理論的根拠A~Gと、各理論的根拠に分類されてMPEP 2143で紹介されている37の判例(重複あり)の概要と、これらの判例についてMPEP2143においてどのように解説されているかを説明します。

8. 二次的考慮事項

各種二次的考慮事項と、幾つかの二次的考慮事項についての近年の判例を紹介します。また参考資料として、二次的考慮事項の主張が認められた事例も紹介します。

お問い合わせは

一般社団法人発明推進協会 研修会(旧経済産業調査会セミナー)

TEL: 03-3502-5493 Email: kensyu-kai@jiii.or.jp

所在地: 〒105-0001 東京都港区虎ノ門二丁目9番1号 虎ノ門ヒルズ 江戸見坂テラス

◎お申込時にいただきました個人情報につきましては、本講座の実施、運営に利用させていただくとともに、新刊書やセミナー・講演会等の各種ご案内など当会の事業活動に限って使用させていただくことがあります。また、本講座の講師にお客様の「所属先」、「部署名(役職名)」、「氏名」等をお知らせさせていただきます。本件に関し、不都合がございましたらご連絡ください。

◎参加をキャンセルされる場合は、研修会開催日の前々日(土日祝祭日は除く)の17:00までに、必ずメールにてご連絡ください。キャンセルのご連絡がなく、当日、欠席された場合は、参加料を全額請求させていただきます。

◎本セミナー参加に際しては、当会への申込みとZoomへの登録が必要となります。Zoom登録用のURLは開催日の前日までにメール送信いたします。ご登録いただきますと、参加用のURLがZoomからメール送信されます。ご面倒をお掛けいたしますが、必要事項をそれぞれのフォームにご入力をお願いいたします。